

第4章 金融商品会計

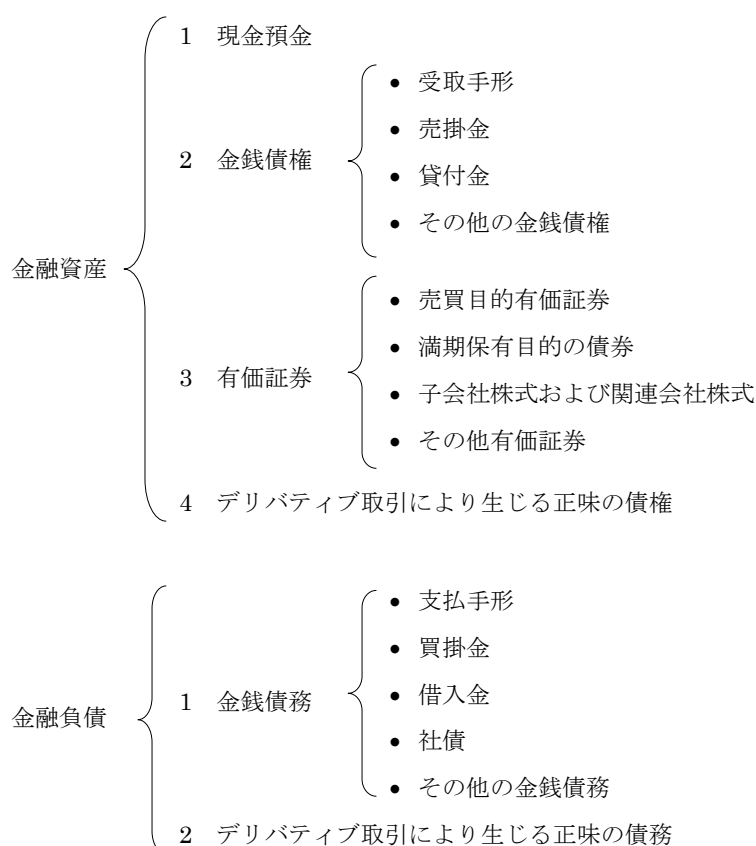
1. 「金融商品に係わる会計基準」の概要

平成11年1月に企業会計審議会によって公表された「金融商品に係わる会計基準」では、金融商品について以下のような事項を規定している。

- ① 金融資産および金融負債の範囲
- ② 金融資産および金融負債の発生および消滅の認識
- ③ 金融資産および金融負債の貸借対照表評価額
- ④ 債権に対する貸倒見積高の算定方法
- ⑤ ヘッジ会計
- ⑥ 複合会計商品

本章では、①～④までについて述べ、⑤ヘッジ会計と⑥複合会計商品については取扱わない。

2. 金融資産・金融負債の範囲



3. 金融資産および金融負債の発生、消滅の認識

- 金融資産の**契約上の権利**または金融負債の**契約上の義務**を生じさせる**契約を締結**したときに、その**金融資産または金融負債の発生を認識**（財務諸表に計上）する。
- 金融資産の契約上の権利を行使、喪失または他に移転したときに、その**金融資産の消滅を認識**する。
- 金融負債の契約上の義務を履行、義務が消滅、あるいは第一次債務者の地位から免責されたときに、その**金融債務の消滅を認識**する。

4. 金融資産および金融負債の貸借対照表評価額等

金融資産は時価、金融負債は債務額をもって貸借対照表価額とするのが原則である。

4.1 現金および預金

金融資産のうち現金預金については評価の問題は生じない。

4.2 金銭債権

- 受取手形、売掛金その他の金銭債権の貸借対照表価額は、債権金額またはは取得原価から正常な**貸倒見積高を控除**した金額とする。
- 債権を債権金額より低い価額または高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、**償却原価法**に基づいて算定された価額から、貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額としなければならない。
- 償却原価法とは、債権または債券をその券面額よりも低い価額または高い価額で取得したときに、その差額を弁済期または償還期に至るまで**每期一定の方法で貸借対照表価額に加減**する方法である。

(例) A社は取引先であるB社に1,000円を貸付けた。その際2年分の利息200円を差引き残額を現金で渡した。

[仕訳]

貸付時	(借)	貸付金	800	(貸)	現金	800
決算日	(借)	貸付金	100	(貸)	受取利息	100

(注) 償却原価法は定額法によっている。

4.3 有価証券

「金融商品に係わる会計基準」では、有価証券をその保有目的等の観点から、①売買目的有価証券、②満期保有目的の債券、③子会社株式および関連会社株式、④その他有価証券の4つに分類して、それぞれについて評価基準を定めている。

またこの分類とは別に、(i)市場価格のない有価証券、(ii)強制評価減についても評価基準を定めている。

分類	評価基準	評価差額	表示区分
① 売買目的有価証券	<ul style="list-style-type: none"> 時価 	<ul style="list-style-type: none"> 当期の損益 	流動資産
② 満期保有目的の債券	<ul style="list-style-type: none"> 取得原価 額面が取得原価と異なるときは償却原価法 	<ul style="list-style-type: none"> ————— 当期の受取利息 	1年以内に満期なら流動資産、それ以外は投資その他の資産
③ 子会社株式・関連会社株式	<ul style="list-style-type: none"> 取得原価 	<ul style="list-style-type: none"> ————— 	投資その他の資産
④ その他有価証券	<ul style="list-style-type: none"> 時価 	[洗替法を採用] <ul style="list-style-type: none"> 合計額を資本の部に計上 (全部資本直入法) 評価差益は資本の部に計上し、評価差損は当期の損失 (部分資本直入法) 	投資その他の資産
<hr/>			
(i) 市場価格のない有価証券			
1. 社債等	<ul style="list-style-type: none"> 償却原価法 	<ul style="list-style-type: none"> 当期の受取利息 	投資その他の資産
2. それ以外	<ul style="list-style-type: none"> 取得原価 	<ul style="list-style-type: none"> ————— 	
(ii) 強制評価減			
1. 市場価格のあるもの	<ul style="list-style-type: none"> 時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とする 	[切放法を採用] <ul style="list-style-type: none"> 当期の損失 	—————
2. 市場価格のないもの	<ul style="list-style-type: none"> 実質価額が著しく下落したときは、相当の減額をする 	<ul style="list-style-type: none"> 当期の損失 	

5. 貸倒見積高の算定

債権は、債務者の財政状態および経営成績等に応じて、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の3つに区分されている。そしてそれぞれの区分ごとに貸倒見積高の算定方法が定められている。

	評価方法	貸倒見積高
一般債権	<ul style="list-style-type: none"> • 貸倒実績率法 	過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定。
貸倒懸念債権	<ul style="list-style-type: none"> • 財務内容評価法 • キャッシュフロー見積法 	債権額 - $\left(\begin{array}{l} \cdot \text{担保処分見込額} \\ \cdot \text{保証回収見込額} \end{array} \right) \pm \text{債務者の財務状況}$ 債権の帳簿価額 - 割引現在価値
破産更生債権等	<ul style="list-style-type: none"> • 財務内容評価法 	債権額 - $\left(\begin{array}{l} \cdot \text{担保処分見込額} \\ \cdot \text{保証回収見込額} \end{array} \right)$

[問題 4-1]

1. 以下の A~D の記述のうち、**正しいもの**を1つ選びなさい。

- A 有価証券は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照価額としなければならない。
- B 債権について貸倒引当金を設定する場合、債務者の財政状態及び経営成績に応じて区分し、区分債権ごとに貸倒を見積もる。
- C 子会社の株式の評価についてのみ低価基準の適用が認められている。
- D 現行の会計基準においては、低価法の評価損の会計処理には切放法しか認められていない。

[問題 4-2]

次の文章の () 内に入る適切な語句を、下記より選び記入しなさい。なお同じ語句を何度用いてもよい。

企業が保有する有価証券について、従来は、短期利殖目的で保有する市場性のあるものだけが流動資産とされ、これら以外は固定資産に分類されたうえで、市場性のある有価証券(子会社株式を除く)は原価法または(①)で評価されてきた。しかし『金融商品に係る会計基準』は、保有証券を4区分し、(1)(②)は決算日に時価で評価して帳簿価額との差額を当期純利益の計算に含め、(2)満期保有目的の債券について、取得原価が額面金額と異なるとき(③)を適用することとした。(3)また(④)と関連会社株式は取得原価で評価するが、連結決算で(④)は相殺消去され、関連会社株式には(⑤)が適用される。(4)これら以外の証券(例えば(⑥))は「その他有価証券」として一括され、このうち市場性のあるものは時価で評価して、時価が取得原価を上回る差額に(⑦)を適用した残額を、貸借対照表の資本の部に計上することになっている。なお新基準のもとで流動資産に分類されるのは、売買目的有価証券と満期保有目的の債券のうち満期まで1年以内のものだけである。

原価法	子会社株式	時価法	償却原価法	低価法
売買目的有価証券	持ち合い株式	持分法	税効果会計	

[問題 4-3]

次の 4 種類の有価証券に関して、原則的に適用される評価基準、評価差額の処理をそれぞれ選びなさい。

有価証券の種類	評価基準	評価差額
売買目的有価証券		
満期保有目的の債券		
子会社・関連会社株式		
その他有価証券		

[評価基準]

取得原価	取得原価または償却原価法	時価
------	--------------	----

[評価差額]

当期の損益	資本の部に計上	評価なし	評価なしまたは当期の受取利息
-------	---------	------	----------------

[問題 4-4]

1. 有価証券の評価に関する A~D の記述のうち、**正しくないもの**を 1 つ選びなさい。

- A 売買目的有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とする。
- B 満期保有目的の債券は、債券金額と異なる価額で取得した場合には、その差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。
- C 子会社株式および関連会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- D その他有価証券は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額とすることができる。

2. 資産の評価に関する A~D の記述のうち、**正しくないもの**を 1 つ選びなさい。

- A 売上債権を、債権金額と異なる金額で取得した場合には、その差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額としなければならない。

- B 子会社株式および関連会社株式は、原則として取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。
- C 棚卸資産は、原則として取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が原価よりも下落した場合には時価による方法を適用して算定することができる。
- D 無形固定資産は、取得のために支出した金額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。
3. 有価証券の評価に関する A~D の記述のうち、**正しくないもの**を1つ選びなさい。
- A 子会社株式および関連会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- B 売買目的有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とする。
- C 満期保有目的の債券は、時価が取得原価よりも下落した場合には償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする。
- D その他有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とする。
4. 棚卸資産の評価損の処理に関する A~D の記述のうち、**正しいもの**を1つ選びなさい。
- A デリバティブ取引については契約上の決済時にその金融資産・金融負債を認識することになった。
- B 金融資産はその契約上の満期日(限月日)に、その金融資産の消滅を認識する。
- C 売上債権等の債権は一般的に市場が存在しない場合が多いので、原則として時価評価は行われぬ。
- D 有価証券は保有目的等の観点から「売買目的有価証券」と「満期保有目的の有価証券」の2つに分類されて貸借対照表価額が決められる。
5. 一般事業会社の債権に関する A~D の記述のうち、**正しくないもの**を1つ選びなさい。
- A 破産更生債権は、担保処分見込額および保証回収見込額を控除した金額を貸倒見積高とする。
- B 一般事業会社の債権は、債務者の財務状況に応じて、一般債権と貸倒懸念債権および破産更生債権に区分しなければならない。
- C 貸倒懸念債権の貸倒見積高は、キャッシュフロー見積法を適用することができる。
- D 一般債権の貸倒見積高には、財務内容評価法が適用される。